

和歌山県 資料提供
令和7年3月28日



和歌山県こども計画の策定について

県では、こどもまんなか社会の実現を目指し、総合的かつ一体的にこども施策を強力に推進するため、こども基本法第10条第1項の規定により、「和歌山県こども計画」を策定しました。

○こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せ（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

1 計画の概要

従前からこどもに関する5つの計画、紀州っ子健やかプラン2020、和歌山県子供・若者計画、和歌山県子供の貧困対策推進計画、和歌山県子ども虐待防止基本計画、和歌山県社会的養育推進計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めた計画

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の公表

計画の全文、概要版及びこども版は、こども未来課のホームページで公開しています。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00219853.html>

こどもまんなか

(連絡先)

共生社会推進部 こども家庭局
こども未来課 政策班
担当：辻本、坂田
電話：073-441-2492